

課 長	グループ長	課 僚	担 当

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月16日（火） 午後2時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員

1番 鈴木 則和	2番 佐野 一正	3番 角田 誠哉
	5番 鈴木 千智	6番 溝口 貴也
		9番 大箸千賀子
10番 鈴木 茂仁	11番 澤田 和孝	12番 大橋 安男
13番 村田 暢之	14番 石野 計美	15番 藤原 隆
16番 田中 昌孝	17番 池田 藤平	18番 鈴木 陽介
19番 安田 正晃		
- 4 欠席委員

4番 鈴木 孝尚	7番 石川 良二	8番 小城 寿子
----------	----------	----------
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可について
 - 議案第8号 農地法第4条の規定による許可について
 - 議案第9号 農地法第5条の規定による許可について
 - 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について【利用権設定】
 - 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 新井課長 石川主査 川口主任 伊藤主任 市川主事

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから6月定例会を開会いたします。在任委員19名中16名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番鈴木千智委員、6番 溝口貴也委員を指名します。議事録署名委員の方々は、来月の総会の際に事務局職員が作成した総会議事録を確認いただき、署名をしていただきます。次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の川口さんを指名いたします。

議 長)

それでは、議事に入ります。今月の議事の進行ですが、議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号3番及び4番を先に議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、議席番号 ■番の ■委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いいたします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書2ページをご覧ください。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和8年6月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号3番、福田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「蛭池 ■■■■■」、地目田、外1筆、合計面積 ■■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は、■■■■円です。(■■■■円/10a)

譲渡人は、湖西市■■■■■、■■■■■、譲受人は、磐田市■■■■■、■■■■■、■■■■■、自作地 ■■■■㎡、借入地 ■■■■㎡です。

譲受人は、■■■の栽培を行う■■■■■です。借入地の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請します。取得後は、水稻の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号4番、福田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「豊浜 ■■■■■」、地目畑、外1筆、合計面積 ■■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は、■■■■円です。(■■■■円/10a)

譲渡人は、滋賀県■■■■■、■■■■■、譲受人は、袋井市■■■■■、■■■■■、自作地 ■■■■㎡、借入地 ■■■■㎡です。

譲受人は、家族が経営する■■■■■で■■■■■の栽培を行っています。当地を取得し、営農したく申請します。取得後はみかんの栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

委員)

整理番号4番の案件で、自作地・借入地の合計面積が■㎡ですが、3条取得の条件について教えてください。

事務局)

令和5年度に下限面積の要件が無くなり自作地・借入地が■㎡でも取得可能になりました。その他の要件は変わりませんので、農業経験・年間従事日数等は審査基準になります。

4番の案件につきましては、譲受人は■で■しており、前年の■を確認して■の基準を満たしていると判断しています。

議 長)

整理番号3番の売買金額が高いと感じますが、何か基準はありますか。

事務局)

10a 当たり ■円になります。

議 長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号3番及び4番の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

(退席者入室)

議 長)

次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号3番及び4番を除く案件を議案として上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和8年6月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「大久保[]」、地目畑、面積[]㎡です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は、[]円です。([]円/10a)

譲渡人は、磐田市[]、[]、譲受人は、磐田市[]、[]、自作地[]㎡、借入地[]㎡です。

譲受人は、現在、[]を栽培しています。当地を取得し、耕作したく申請します。取得後はさつまいも、梅、レモンの栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、福田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「塩新田[]」、地目畑、面積[]㎡です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岐阜県[]、[]、譲受人は、磐田市[]、[]、自作地[]㎡、借入地[]㎡です。

譲受人は、[]の栽培を行う[]です。耕作地近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請します。取得後は、ブロッコリーの栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号5番、豊岡地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「敷地[]」、地目田、面積[]㎡です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、愛知県[]、[]、譲受人は、磐田市[]、[]、自作地[]㎡、借入地[]㎡です。

譲受人は、自宅地内で[]を栽培しています。自宅地近傍の当地を取得し、営農したく申請します。取得後はブルーベリー、みかんなどの栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議 長)

整理番号1番の案件は、当該地で耕作していますか。

事務局)

はい、耕作しています。農地取得と[]に[]を取得し[]として営農していきます。

議長)

整理番号5番、豊岡の案件につきましても、[]を取得して[]するということで、整理番号1番と同様の案件ということを報告いたします。

議長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号3番及び4番を除く案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議長)

次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書3ページをご覧ください。案内図及び配置図は1ページから2ページをご覧ください。

議案第8号「農地法第4条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにする農地法第4条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和8年6月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、竜洋地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地「堀之内[]」、地目畑、面積[]㎡です。

申請人は、磐田市[]、[]、転用目的は、日用品店舗1棟[]㎡です。申請人は、[]を期に、[]を経営したく、申請するものです。

店舗の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲に見切りを設置し、汚水は下水道に接続し、雨水は敷地内に設置する[]箇所の浸透枘及び自然浸透で処理することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2つ以上の公共施設があり、前面道路に2つ以上のライフラインがあることから第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第8号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。
事務局より説明を求めます。

令和8年6月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必要な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

6

申請地「藤上原[]」、地目畑、面積[]m²の一部[]m²です。賃貸借の権利設定の案件です。賃貸人は、藤上原[]、[]、賃借人は、藤上原[]、[]、[]、転用目的は、営農型太陽光発電施設、[]パネル[]枚を設置し、発電能力は[]kw、設置面積[]m²、下部農地面積[]m²、栽培作物は[]、3年間の一時転用です。転用面積は、支柱[]本、引込柱[]本、キュービクル[]基の合計面積です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[]営む法人です。農地の上部を有効活用し、営農を行いながら、発電施設として転用の更新をしたく、申請するものです。下部農地の営農者については、[]です。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高[]mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の遮光率は[]、知見を有する者の、[]から、「太陽光パネルを上部に設置し、そのパネルの隙間を調整して必要な光を当てれば、平均的な収量の[]以上の収量は十分見込めます。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時転用に該当し、(一時的な利用に供するために行うものであって)、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

次に、整理番号3番、西南地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。案内図及び配置図は7ページから8ページをご覧ください。

申請地「長須賀[]」、地目畑、面積[]m²です。使用賃貸借の権利設定の案件です。

貸人は、長須賀[]、[]、借人は、[]、[]、[]、[]、転用目的は分家住宅[]棟[]m²、カーポート[]棟[]m²、合計[]m²です。

借人は、アパートに居住していますが、何かと手狭となり、自己用住宅を持ちたく、[]の[]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲に見切りを設置し、汚水は下水道へ放流し雨水は[]側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号4番、豊田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。案内図及び配置図は9ページから10ページをご覧ください。

申請地「加茂[]」、地目田、面積[]m²です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は[]円です。

譲渡人は、加茂[]、[]、譲受人は、加茂[]、[]、転用目的は、駐車場です。

譲受人は、市内で[]ですが、従業員、農業用車両の駐車スペースが不足するため、駐車スペースを確保するべく申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲に見切りを設置し、雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設があり、前面道路に 2 つ以上のライフラインがある事から第 3 種農地に該当し、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

委員)

整理番号 1 番について、配置図が簡素なので分かりにくいですが、高低差がありますか。

事 務 局)

高低差はなく、平らな土地になります。

委員)

遮光率 〇 ですが、作物の生育に影響はありませんか。

事 務 局)

〇 についてはある程度遮光率があった方が生育には良いとのこと。知見を有する者の意見書が添付されていて、そのなかで、遮光率 〇 でも予定の収穫量は十分見込める旨の意見をいただいている。

委員)

捕捉として、現地を見たことがあるが、当該案件は十分生育しており、収穫量も問題ないと思われる。

委員)

整理番号 4 番について、9 台の駐車場の計画であるが、今後、駐車台数が増える予定がありますか。

事 務 局)

今のところ、増加の計画はないと伺っています。

委員)

捕捉として、〇 で、〇 のスイーツを販売している。その従業員等の駐車場である。従業員を増員することもないと聞いているので、さらに駐車場を増やす計画はないと思います。

議 長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第 10 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見聴取について【利用権設定】」を議案として上程します。

本審議案件につきまして、議席番号■番の■委員、■番の■委員、■番の■委員、■番の■委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いいたします。

ここからの進行については、■番■委員に臨時議長としてお願いいたします。

(退席確認)

臨時議長)

ただいまご指名を受けました田中でございます。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見聴取【利用権設定】、同法第 19 条第 3 項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて意見聴取を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分は、1,677 筆、面積 1,518,953.00 m²です。内訳は、田 1,220 筆 1,070,424.00 m²、畑 221 筆 166,229.00 m²、樹園地 231 筆 276,796.00 m²、施設用地 5 筆 5,504.00 m²です。借受人は、公益社団法人静岡県農業振興公社、貸付人は、議案書及び各筆明細のとおりです。

農用地利用集積等促進計画案の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。

以上で説明を終わります。

臨時議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

次に、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。ご意見・ご質問のある方は、挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

特に、質問等もないようですので、意見聴取を終了します。

(退席者入室)

それでは、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長)

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会へ届出並びに通知が提出されておりますが、会議時間短縮のため、報告を省略しますので、各自、該当のページをご一読ください。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後2時40分）

協議事項

〇

中間管理事業による利用権設定について、満期更新の際の手続きの流れを教えてください。

事務局)

満期更新の際の耕作者・土地所有者の更新意向確認は市が行うことになっています。

磐田市の更新意向確認等の流れは、

- ・耕作者に対して更新意向確認を通知します。更新の有無について回答してください。
- ・耕作者からの更新意向のある農地の土地所有者に対して、更新意向確認通知及び促進計画書を送付します。更新する場合は、促進計画書に押印し返送してもらいます。
- ・返送されてきた促進計画書を耕作者ごとにまとめて、郵送しますので、促進計画書に押印し磐田市へご提出してください。

満期更新の手続きの流れは以上となります。

〇 委員)

土地所有者が多いと押印する回数が多くなる。耕作者が押印する回数が減るように簡素化できないか。

事務局)

様式等については、市で決められないので、押印等の変更はできないことはご理解ください。いただいたご意見等については、公社に報告します。

〇

会合等の機会に私からも意見していきます。

〇 委員)

市外の土地所有者には、市で郵送等してもらいたい。

事務局)

新規の利用権設定については、お手数ですが双方で手続き願いたい。

報告事項

ありません。

連絡事項

事務局)

- ・中東情勢等に関する相談窓口について
- ・農業委員任命式の日程について

終了（午後2時50分）

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人